

## 主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 3-共通事項-7	第 2 編 3-共通事項-7	酒類の原料として取り扱わない物品にリンゴ果汁に含まれるでんぷん質等の分解を促進するために加える酵素材を追加した。
7-1-3	7-1-3	申請書等の受理については、到達主義によることを明確化した。 また、電磁的方法によって申請書等の提出があった場合は、原則としてシステムに記録された時点で受理したものと取り扱うこととした。
(削除)	7-1-6	酒類等の製造内免許についての取扱いを廃止した。なお、廃止に当たっては、平成 17 年 3 月 31 日までの経過的な取扱いを定めた。
7-1-8	7-1-9	電磁的方法によって申請書等の提出があった場合において、別送される添付書類の提出が遅延したときは、それまでの間を標準処理期間から除外される期間とすることとした。
7-5-1	7-5-1	酒類製造免許の期限延長における法定製造数量に係る要件を緩和し、直近 3 年度のいずれかの年度の製造数量が法定製造数量に達している、又は達すると認められる場合には、延長を可能とした。
9-1-9	9-1-9	申請書等の受理については、到達主義によることを明確化した。 また、電磁的方法によって申請書等の提出があった場合は、原則としてシステムに記録された時点で受理したものと取り扱うこととした。
9-1-10	9-1-10	公開抽選は、国税局一括総番号方式又は国税局一括一連番号方式のいずれかの方法によって実施することとした。 また、免許年度の開始前一定期間における一般酒類小売業免許の申請書等の取扱いを整備した。
9-1-13	9-1-13	「持株会社の所有子会社の製造した酒類を他の所有子会社の本支店・出張所等において販売する場合」及び「製造者と同一系列下にある販売業者の本支店・出張所等において販売する場合」についても特殊酒類卸売業免許が付与できるようにした。
9-1-15	9-1-15	民事再生法に基づく再生計画等に則って行われる会社分割のうち、一定の要件に該当するものについても法人成り等の取扱いが受けられるようにした。
9-1-22	9-1-22	電磁的方法によって申請書等の提出があった場合において、別送される添付書類の提出が遅延したときは、それまでの間を標準処理期間から除外される期間とすることとした。
10-12-2	10-12-2	設備要件について、製造に必要な設備等が、十分に備えられることが確実な場合には、当該要件を満たすものとした。
(削除)	16-1-2	製造場の移転の内許可についての取扱いを廃止した。 なお、廃止に当たっては、平成 17 年 3 月 31 日までの経過的な取扱いを定めた。
28-1-1	28-1-1	製造場の移転の内許可についての取扱いの廃止に伴い、製造場移転のための蔵置場の態様について整備した。
28-1-2	28-1-2	製造場の移転の内許可についての取扱いの廃止に伴い、製造場移転のための蔵置場の設置許可の要件について整備した。

改正後条項号	改正前条項号	改正事項の概要
(削除)	28-1-8	蔵置場の設置の内許可についての取扱いを廃止した。 なお、廃止に当たっては、平成 17 年 3 月 31 日までの経過的な取扱いを定めた。
28-1-9	28-1-10	蔵置場の設置許可に係る標準処理期間について、標準処理期間から除外される期間を定めた。
第 8 編第 1 章 84-2-1	第 8 編第 1 章 84-2-1	連続式蒸留機の新設又は拡張の内承認についての取扱いを廃止した。 なお、廃止に当たっては、平成 17 年 3 月 31 日までの経過的な取扱いを定めた。
86 の 5-1	86 の 5-1	名称の表示に使用する文字については、商業登記法により登記されている文字の種類によることができることとした。